

国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項

平成16年4月1日
契約担当役裁定

国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）における物品供給等の契約手続等については、国立大学法人鹿児島大学会計規程（平成16年規則第75号。以下「会計規程」という。）及び国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則（平成16年規則第81号。以下「契約事務取扱規則」という。）に定めるもののほか、本契約要項によるものとする。

（契約担当者）

第1 契約担当者は以下のとおりとする。

- (1) 契約担当役
国立大学法人鹿児島大学契約担当役事務局長
- (2) 機関名
国立大学法人鹿児島大学
- (3) 所在地
〒890-8580 鹿児島市郡元一丁目21番24号

（入札公告）

第2 調達案件に関し一般競争に付する場合は、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に、本学の掲示板及びホームページ上で入札公告するものとする。

2 公告は以下の事項について行うものとする。（別記様式のとおり）

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 一般競争を執行する場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 契約に際して遵守すべき規程等
- (7) 契約書の作成
- (8) その他必要な事項

（入札方法）

第3 競争参加者又はその代理人（以下「競争参加者等」という。）は、契約条件及び内容等について、会計規程、契約事務取扱規則及び本契約要項（以下「会計規程等」という。）に基づき、十分配慮して入札金額を見積もるものとする。

2 入札金額は、総額又は、単価（消費税及び地方消費税額を除く。）を記入するものとし、その最低価格者を落札者とする。

（競争参加資格）

第4 破産者で復権を得ない者及び契約を締結する能力を有しないと認められる者は競争に参加できない。

2 以下の事項のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ）は競争に参加させないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 3 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、当該年度において本学が提示した競争参加資格を有する者、又は本学のみで適用される競争参加資格を有する者でなければ競争に参加することができない。なお、競争参加資格を有しない競争参加希望者は、速やかに最寄りの国の機関を通じて全省庁統一資格の資格審査申請を行うか、又は本学のみで適用される競争参加資格申請を行うこと。
- 4 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者でなければ競争に参加することができない。
- 5 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者は競争に参加することができない。
- 6 契約担当役は、契約の性質又は目的により特に必要があると認めるときは、別に必要な資格を定めることができる。

（入札書の提出方法）

第5 競争参加者等は、会計規程等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、契約担当役に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

2 競争参加者等は以下に掲げる事項を記載した入札書を作成し、封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「〇〇年〇〇月〇〇日入（開）札（〇〇〇〇一式）の入札書在中」と朱書しなければならない。

- (1) 供給物品等名
 - (2) 入札金額
 - (3) 競争参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 3 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出を認める。
- 4 競争参加者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。

5 競争参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

6 競争参加者等に要求される事項

- (1) 競争参加希望者は、入札書のほか、納入又は履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類を提出しなければならない。
- (2) 競争参加者等は、入（開）札までの間において、契約担当役から納入又は履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類を求められた場合には提出しなければならない。また、その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 競争参加者等が調達等に関して要した費用については、すべて競争参加者等が負担するものとする。

7 提出書類等の取扱い

- (1) 資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。
- (2) 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品等の技術審査以外に競争参加者等に無断で使用することはない。
- (3) 一旦受領した書類は返却しない。
- (4) 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 競争参加者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品等の技術審査の対象としない。

（入札の無効）

第6 入札書で以下に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- (2) 件名及び入札金額の記載のないもの
- (3) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のないもの又は判然としないもの
- (4) 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のないもの又は判然としないもの（記載のないもの又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 件名に重大な誤りのあるもの
- (6) 入札金額の記載が不明確なもの
- (7) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正部分に押印していないもの
- (8) 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- (9) 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
（入札の延期等）

第7 競争参加者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

（代理人による入札）

第8 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。

2 競争参加者等は、調達等に係る入札について他の競争参加者の代理人を兼ねることができない。

（開札）

第9 開札は、入札者を立ち合わせて行う。ただし、入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

2 開札場には、入札者並びに入札関係職員及び前項の立会職員以外の者は入場することはできない。

3 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

4 入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。

5 入札者は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

6 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させるものとする。

- (1) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
- (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

7 開札をした場合において、入札者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

（落札者の決定方法）

第10 最低価格落札方式とする。ただし、契約内容によっては、この限りでない。

2 競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、入札価格が本学が作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

（契約書の作成）

第11 競争入札を執行し、契約相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に別記様

式に則り契約書を取り交わすものとする。

- 2 契約書を作成する場合において、契約相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- 3 前項の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の一通を契約の相手方に送付するものとする。
- 4 契約担当役が契約相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第12 基本事項は以下のとおりとする。

- (1) 本契約要項における個人情報とは「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」第2条第1項及び「国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則」第2条に規定される個人情報をいう。
- (2) 契約相手方は、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 秘密保持は以下のとおりとする。
 - (1) 契約相手方は契約業務遂行に当たり知り得た個人情報について、第三者に提供・開示・漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合にはこの限りではない。
 - (2) 契約相手方は契約業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、契約業務による個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させてはならない。また、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
 - (3) 前2号の事項は、契約が終了し、又は解除された後においても適用する。
- 3 契約相手方は契約業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故(以下「漏えい等」という。)を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
- 4 契約相手方は、契約業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託につき本学の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 5 契約相手方は、個人情報について契約業務の目的の範囲内でのみ使用することとし、複製又は改変してはならない。ただし、複製・改変につき事前に本学の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 6 契約相手方は、自己の責による個人情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい拡散の防止策を執るとともに、速やかに本学に対し文書をもってその漏えい内容及び防止策等につき必要な事項を報告するとともに、本学の指示に従わなければならない。
- 7 契約相手方は、契約業務終了時において、本学より預かった個人情報は全て本学へ返還しなければならない。また、複製・改変した個人情報については消去・焼却・裁断等により全て処分しなければならない。
- 8 契約相手方は、個人情報に係る責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況について、本学から検査を求められた場合にはそれに応じなければならない。
- 9 附属病院の契約に係る個人情報の取扱いについては、本契約要項によるもののほか、別に定めるところによる。

(検査)

第13 契約相手方は、物品納入、履行(工事)完了あるいは製造完成(以下「物品の納入等」という。)したときは、納品書(完了通知書)により契約担当役に通知しなければならない。

- 2 学長から検査を命ぜられた職員は、前項通知を受けた日から10日以内に検査を行い、特に必要な場合には検査調書を作成するものとする。
- 3 契約相手方は前項検査に合格しないときは、契約担当役の指定する期間内に改めて物品の納入等を行い、検査を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第14 契約相手方は、第13の検査に合格したときは、請求書により契約代金の請求をすることが

できる。

- 2 物品の納入等及び検査を終了した後、7日までに請求書を受理したものについては、当月の25日までに本学財務部から契約代金を支払うものとする。

(契約不適合責任による履行の追完請求等)

第15 契約担当役は、契約の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、契約相手方に対して、目的物の引き渡しを受けた日から相当の期間内に目的物の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、契約担当役が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約担当役はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 契約相手方が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、契約相手方が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規程による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 前2項は損害賠償の請求並びに契約の解除を妨げない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第16 契約相手方の責に帰すべき事由により期限内に物品の納入等ができない場合においては、損害金の支払いを契約相手方に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金額から納入(完了)部分に相応する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率により計算した額とする。

- 3 本学の責に帰すべき事由により、契約代金の支払いが遅れた場合は、契約相手方は未受領金額につき遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率により計算した額の遅延利息の支払いを本学に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第17 契約相手方は、契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、契約代金額の10分の1に相当する額(単価契約の場合は契約期間全体の支払総金額(履行中についても契約期間全体の支払総金額)の10分の1に相当する額)を違約金(損害賠償額の予定)として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 契約相手方が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は契約相手方が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約相手方又は契約相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

ただし、契約相手方が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号第6項に規定する不当廉売の場合など本学に金銭的損害が生じない行為として、契約相手方がこれを証明し、その証明を本学が認めたときは、この限りでない。

- (2) 公正取引委員会が、契約相手方に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 契約相手方(契約相手方が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 契約相手方は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項に規定する契約代金

額の10分の1に相当する額のほか、契約代金額の100分の5に相当する額を違約金として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前2項の規定は、契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 5 契約相手方は、この契約に関して、第1項及び第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を本学に提出しなければならない。

(契約の解除)

第18 契約担当役は、契約相手方が以下に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、納入（完了）期限を過ぎても納入しないとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により、納入（完了）期限内に物品の納入等の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 第17第1項及び第2項の各号の一に該当するとき。
 - (4) 個人情報の取扱いについて、本契約要項に掲げる事項に違反していると認められるとき。
 - (5) 上記のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号、第2号又は第5号に該当したときは、契約担当役が契約を解除するか否かを問わず、契約担当役の請求に基づき、契約相手方は契約代金額の10分の1に相当する額（単価契約の場合は予定数量から当該日までの納入（業務完了）済数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た額）を違約金（損害賠償額の予定）として契約担当役の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 第1項第1号、第2号又は第5号に該当したときは、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 4 第1項第4号に該当したときは、契約相手方に対し契約金額を限度として、又はこれに相当する合理的金額の損害賠償請求をすることができる。
 - 5 第2項、第17第1項又は第17第2項の場合、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金をもって、違約金に充当することができる。
 - 6 第1項の場合、契約担当役は、契約を解除したときは、物品の納入等を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、その際当該納入等部分に相応する契約代金を契約相手方に支払わなければならない。
 - 7 契約担当役は、契約を解除したことによって契約相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額については、双方で協議のうえ定めるものとする。
 - 8 契約相手方は、以下に該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 契約担当役が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
 - (2) 天災その他避けることのできない事由により、物品の納入等が不可能または著しく困難となったとき。

(賠償金等の徴収)

第19 契約相手方が契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を指定期間内に支払わないときは、その支払わない額に指定期間経過後から代金支払日まで法定利率で計算した利息を付した額と、本学の支払うべき代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

- 2 前項の追徴をする場合、本学は契約相手方から遅延日数につき法定利率で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

(その他)

第20 特定調達契約については、政府調達に関する協定等並びに国立大学法人鹿児島大学政府調達事務取扱規則に定めるもののほか、本契約要項によるものとする。

2 契約の手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年6月3日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年1月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月10日から実施し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年5月8日から実施する。

附 則

1 この要項は、令和2年10月1日から実施する。

2 この要項の実施日の前日までに行った契約に係る利息、遅延金又は延滞金算出に用いる利率は、改正後の第19条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年3月18日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月26日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

1 この要項は、令和3年11月1日から実施する。

2 この要項の実施日の前日までに行った入札公告に係る契約における第17に規定する違約金の取扱いについては、改正後の第17の規定及び別記様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別記様式1)

物 品 供 給 契 約 書 (例)

物件名 ○○○○○○○ ○○式 (別紙内訳のとおり)

代金額 ○, ○○○, ○○○円 (うち消費税額及び地方消費税額○○, ○○○円)

発注者 国立大学法人鹿児島大学契約担当役事務局長○○○○ (以下「甲」という。)と、供給者○○○○○○○○ (以下「乙」という。)との間において、上記物品 (以下「物品」という。)について、上記代金額で次の条項により契約を結ぶものとする。

第1条 代金額は○, ○○○, ○○○円とし、その代金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額とする。

第2条 乙が納入すべき物品は、仕様書及び乙が入札の際に提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第3条 乙は甲に対し別紙仕様書に基づき物品の供給をするものとする。

第4条 物品は、鹿児島大学○○学部へ納入するものとする。

第5条 物品の納入期限は、○○年○○月○○日とする。

第6条 納品書は、鹿児島大学○○学部○○係へ送付するものとする。

第7条 代金の請求は、物品の納品検収後請求書を7日までに鹿児島大学○○学部○○係へ送付するものとし、当月の25日までに支払うものとする。

第8条 乙は、契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金 (損害賠償額の予定) として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は契約相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法 (昭和57年公正取引委員会告示第15号) 第6項に規定する不当廉売の場合など本学に金銭的損害が生じない行為として、契約相手方がこれを証明し、その証明を本学が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙 (乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人) が刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 契約相手方は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項に規定する契約代金額の10分の1に相当する額のほか、契約代金額の100分の5に相当する額を違約金として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、契約相手方が違反行為の首謀者である

ことが明らかになったとき。

- 3 前2項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙は、本契約に関して、第1項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を本学に提出しなければならない。

第9条 甲は、乙が以下に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、納入期限を過ぎても納入しないとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により、納入期限内に物品の納入等の見込みがないと認められるとき。
 - (3) 前条第1項各号の一に該当するとき。
 - (4) 上記のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号、第2号又は第4号に該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲の請求に基づき、乙は契約代金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 第1項第1号、第2号又は第4号に該当したときは、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 4 第1項の場合、甲は、契約を解除したときは、物品の納入等を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、その際当該納入等部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。

第10条 本契約について必要な細目は、国立大学法人鹿児島大学会計規程、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則及び国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項によるものとする。

第11条 契約保証金は免除する。

第12条 本契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第13条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島大学所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

第14条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議のうえ定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し双方記名押印の上、各1通をそれぞれ所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学
契約担当役事務局長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○

※注意事項

あくまでも物品供給契約書の例であり、必要に応じて事項を追加、修正、削除すること。

(別記様式2)

物 品 供 給 契 約 書 (例)

供給すべき物品名 ○○○○○○○○ ○○式 (別紙内訳のとおり)

契約単価 ○, ○○○, ○○○円 (うち消費税額及び地方消費税額○○, ○○○円)

発注者 国立大学法人鹿児島大学契約担当理事局長○○○○ (以下「甲」という。)と、供給者○○○○○○○○ (以下「乙」という。)との間において、上記物品 (以下「物品」という。)について、上記契約単価で次の条項により供給契約を結ぶものとする。

第1条 契約単価には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額とする。

第2条 物品の納入期間は、○○年○○月○○日から○○年○○月○○日とする。

第3条 物品は、契約期間内において分納するものとし、規格、納入数量、日時等は、必要の都度鹿児島大学○○学部○○係から通知するものとする。

2 乙は、物品を常時準備し、甲の指示により指定された場所へ迅速確実に納入し、係員の検査を受け引渡すものとする。

3 物品納入後、不適格品を発見したときは、乙は無償で直ちにこれを取り替えるものとする。

第4条 発注物品が、天災地変等の不可抗力により指定の日時までには納入できないときは、乙はその品名・数量等について直ちに甲に連絡し、係員の指示に従うものとする。

第5条 納品書は、納品の都度鹿児島大学○○学部○○係に送付するものとする。

第6条 代金の請求は、物品の納品検収後請求書を7日までに鹿児島大学○○学部○○係に送付するものとし、当月の25日までに支払うものとする。

第7条 乙は、契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、契約期間全体の支払総金額 (履行中についても契約期間全体の支払総金額) の10分の1に相当する額を違約金 (損害賠償額の予定) として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は契約相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法 (昭和57年公正取引委員会告示第15号) 第6項に規定する不当廉売の場合など本学に金銭的損害が生じない行為として、契約相手方がこれを証明し、その証明を本学が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙 (乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人) が刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 契約相手方は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項に規定する契約代金額の10分の1に相当する額のほか、契約代金額の100分の5に相当する額を違約金として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同

項第3号に規定する刑に係る確定判決において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、本契約に関して、第1項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を本学に提出しなければならない。

第8条 甲は、乙が以下に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく契約上の義務を履行せず、また履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙が監督官庁から事業許可取消、若しくは営業停止等の処分を受けたとき。

(3) 前条第1項各号の一に該当するとき。

(4) 乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 法律又は命令その他特別な事情により、この契約の解除を必要とするとき。

2 前項第1号、第2号又は第4号に該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲の請求に基づき、乙は予定数量から当該日までの納入済数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号、第2号又は第4号に該当したときは、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 第1項の場合、甲は、契約を解除したときは、物品の納入等を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、その際当該納入等部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。

第9条 乙がこの契約を解除するときは、書面により甲に対し1ヶ月前に申し出を行い甲の承諾を得るものとする。

第10条 ○○の事由により契約単価改定の必要が生じた場合は、双方協議の上契約単価を改定することができるものとする。

第11条 本契約について必要な細目は、国立大学法人鹿児島大学会計規程、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則及び国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項によるものとする。

第12条 契約保証金は免除する。

第13条 本契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第14条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島大学所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

第15条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議のうえ定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し双方記名押印の上、各1通をそれぞれ所持するものとする。

○○年○○月○○日

甲 鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学

契約担当役事務局長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○

※注意事項

あくまでも物品供給契約書の例であり、必要に応じて事項を追加、修正、削除すること。

(別記様式3)

請 負 契 約 書 (例)

請負業務の表示 ○○○○○○○○○業務
請負代金額 金○○○, ○○○円也 (うち消費税額及び地方消費税額○, ○○○円)

発注者 国立大学法人鹿児島大学契約担当役事務局長○○○○ (以下「甲」という。)と請負者 ○○○○○○ (以下「乙」という。)との間において、上記の請負業務について上記代金額で次の条項により請負契約を締結するものとする。

- 第1条 請負代金額は、金○○○, ○○○円也 (うち消費税額及び地方消費税額○, ○○○円)とする。
- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 第2条 乙は別紙仕様書に基づいて、誠実に請負業務を実施するものとする。
- 第3条 契約期間は○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする。
- 第4条 請負代金額は、当該月の○○○○に契約単価を乗じて得た金額とする。
- 第5条 代金の請求は、当該月分を取り纏めた請求書を翌月の7日までに鹿児島大学○○学部○○係へ送付するものとし、代金は当月の25日までに支払うものとする。
- 第6条 乙は、○○終了後完了通知書を鹿児島大学○○学部○○係に提出するものとする。
- 第7条 乙が故意又は重大な過失により建物及び備品を毀損する等、甲に損害を与えた場合は、乙はその損害の賠償責任を負うものとする。
- 第8条 請負業務の実施にあたり乙の責に帰すべき事由により、第三者に身体及び財産上の損害を与えた場合は、乙はその損害の賠償責任を負うものとする。
- 第9条 乙は請負業務の実施にあたり知り得た情報について、この契約の期間のみならずその後も漏えい又は私的に利用してはならない。
- 第10条 乙の作業員が請負業務中になす行為のすべては乙の責任であり、業務上負傷し死亡したときもすべて乙の責任とする。
- 第11条 乙は、契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金 (損害賠償額の予定) として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は契約相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法 (昭和57年公正取引委員会告示第15号) 第6項に規定する不当廉売の場合など本学に金銭的損害が生じない行為として、契約相手方がこれを証明し、その証明を本学が認めたときは、この限りでない。
- (2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙 (乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人) が刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 契約相手方は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項に規定する契約代金額の10分の1に相当する額のほか、契約代金額の100分の5に相当する額を違約金として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前2項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙は、本契約に関して、第1項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を本学に提出しなければならない。
- 第12条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し異議の申立て又は損害賠償の請求はできないものとする。
- (1) 乙が正当な理由なく契約上の義務を履行せず、また履行する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙がこの契約に違反し、また違反するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 乙又は乙が派遣した使用人が甲の業務を妨げたとき。
 - (4) 乙が監督官庁から事業許可取消、若しくは営業停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 前条第1項各号の一に該当するとき。
 - (6) 乙が第9条に違反していると認められるとき。
 - (7) 法律又は命令その他特別な事情により、この契約の解除を必要とするとき。
- 2 前項第1号から第4号に該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲の請求に基づき、乙は請負代金額から支払済額と当該日までの履行確認に基づく日割計算額を差し引いた額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項第1号から第4号に該当したときは、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 4 第1項第6号に該当したときは、乙に対し契約金額を限度として、又はこれに相当する合理的金額の損害賠償請求をすることができる。
- 5 第1項により甲が契約を解除したときは、履行状況を確認するための検査を行い、当該検査に合格した場合は、その履行部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。
- 6 乙がこの契約を解除するときは、書面により甲に対し1ヶ月前に申し出を行い甲の承認を得るものとする。
- 第13条 甲は、乙が第11条第1項または前条第2項による違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合には、乙から遅延日数につき法定利率で計算した遅延金を徴収するものとする。
- 第14条 契約保証金は免除する。
- 第15条 本契約についての必要な細目は、国立大学法人鹿児島大学会計規程、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則及び国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項によるものとする。
- 第16条 本契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。
- 第17条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島大学所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。
- 第18条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙は記名押印の上、双方で各1通を所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学
契約担当役事務局長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○

※注意事項

- ・あくまでも請負契約書の例であり、必要に応じて事項を追加、修正、削除すること。
- ・請負代金が単価の場合は、「契約期間全体の支払総金額(履行中についても契約期間全体の支払総金額)の10分の1に相当する額』等に適宜おきかえること。
- ・但し、個人情報を含む場合は、別記様式4を参考のうえ事項を追加すること。

(別記様式4)

業 務 委 託 契 約 書 (例)

委託業務の表示 ○○○○○○○○○○○○○業務

委託代金額 金○○○, ○○○円也 (うち消費税額及び地方消費税額○, ○○○円)

委託者 国立大学法人鹿児島大学契約担当役事務局長○○○○ (以下「甲」という。)と受託者○○○○○○○○ (以下「乙」という。)との間において、上記の委託業務について上記代金額で次の条項により業務委託契約を締結するものとする。

第1条 本契約は、国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則第2条に定める個人情報のうち○○○○を取り扱う業務委託契約とする。

第2条 委託代金額は、金○○○, ○○○円也 (うち消費税額及び地方消費税額○, ○○○円)とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

第3条 乙は別紙仕様書に基づいて、誠実に委託業務を実施するものとする。

第4条 契約期間は○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする。

第5条 委託代金額は、当該月の○○○○に契約単価を乗じて得た金額とする。

第6条 代金の請求は、当該月分を取り纏めた請求書を翌月の7日までに鹿児島大学○○学部○○係へ送付するものとし、代金は当月の25日までに支払うものとする。

第7条 乙は、業務終了後完了通知書を鹿児島大学○○学部○○係に提出するものとする。

第8条 乙が故意又は重大な過失により建物及び備品を毀損する等、甲に損害を与えた場合は、乙はその損害の賠償責任を負うものとする。

第9条 委託業務の実施にあたり乙の責に帰すべき事由により、第三者に身体及び財産上の損害を与えた場合は、乙はその損害の賠償責任を負うものとする。

第10条 乙は、本契約による業務の遂行にあたり知り得た個人情報について、第三者に提供・開示・漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合にはこの限りではない。

2 乙は、本契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、本契約による個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用させてはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても適用する。

第11条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託につき甲の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。

第12条 乙は、個人情報について本契約の目的の範囲内でのみ使用することとし、複製又は改変してはならない。ただし、複製・改変につき事前に甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

第13条 乙は、本契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故 (以下「漏えい等」という。)を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に務めなければならない。

2 乙は、乙の責による個人情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい拡散の防止策を執るとともに、速やかに甲に対し文書をもってその漏えい内容及び防止策等につき必要な事項を報告するとともに、甲の指示に従わなければならない。

第14条 乙は、業務終了時において、甲より預かった個人情報を全て甲へ返還しなければならない。また、第12条ただし書きにより複製・改変した個人情報については消去・焼却・裁断等により全て処分しなければならない。

第15条 乙は、個人情報に係る乙における責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況について、甲から検査を求められた場合にはそれに応じなければならない。

第16条 乙は、契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は契約相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など本学に金銭的損害が生じない行為として、契約相手方がこれを証明し、その証明を本学が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 契約相手方は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項に規定する契約代金額の10分の1に相当する額のほか、契約代金額の100分の5に相当する額を違約金として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、本契約に関して、第1項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を本学に提出しなければならない。

第17条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し異議の申立て又は損害賠償の請求はできないものとする。

(1) 乙が正当な理由なく契約上の義務を履行せず、また履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙がこの契約に違反し、また違反するおそれがあると認められるとき。

(3) 乙又は乙が派遣した使用人が甲の業務を妨げたとき。

(4) 乙が監督官庁から事業許可取消、若しくは営業停止等の処分を受けたとき。

(5) 前条第1項各号の一に該当するとき。

(6) 個人情報の取扱いについて、乙が第10条から第15条に掲げる事項に違反していると認められるとき。

(7) 法律又は命令その他特別な事情により、この契約の解除を必要とするとき。

2 前項第1号から第4号に該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲の請求に基づき、乙は委託代金額から支払済額と当該日までの履行確認に基づく日割計算額を差し引いた額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第4号に該当したときは、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 第1項第6号に該当したときは、乙に対し契約金額を限度として、又はこれに相当する合理的金額の損害賠償請求をすることができる。

5 第1項により甲が契約を解除したときは、履行状況を確認するための検査を行い、当該検査に合格した場合は、その履行部分に相応する契約代金を乙に支払わなければならない。

6 乙がこの契約を解除するときは、書面により甲に対し1ヶ月前に申し出を行い甲の承認を得るものとする。

第18条 甲は、乙が第16条第1項または前条第2項による違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合には、乙から遅延日数につき法定利率で計算した遅延金を徴収するものとする。

第19条 契約保証金は免除する。

第20条 本契約についての必要な細目は、国立大学法人鹿児島大学会計規程、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則及び国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項並びに国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則によるものとする。

第21条 本契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第22条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島大学所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

第23条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙は記名押印の上、双方で各1通を所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学
契約担当役事務局長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○

※注意事項

あくまでも個人情報を含む業務委託契約書の例であり、必要に応じて事項を追加、修正、削除すること。

(別記様式5)

賃 貸 借 契 約 書 (例)

賃貸借物品の表示 ○○○○○○システム 一式 (内識別紙のとおり)

賃 貸 借 料 金 月額○○○, ○○○円也 (うち消費税額及び地方消費税額○○, ○○○円)

賃借人 国立大学法人鹿児島大学契約担当役事務局長○○○○ (以下「甲」という。) と、賃貸人○○○○○ (以下「乙」という。) との間において、上記物品の賃貸借及び保守について、上記の賃貸借料金で次の条項により契約を締結するものとする。

第1条 甲は物品を別記に記載した場所において借入するものとし、乙は甲に物品の適切な操作方法を指導するとともに物品の機能を常時正常な状態に維持するよう保守を行うものとする。

第2条 乙が賃貸すべき物品は、仕様書及び乙が入札に際し提出した入札機器の技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第3条 物品の賃貸借期間は、○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする。

第4条 賃貸借料の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額とする。

第5条 賃貸借料は、賃貸借開始の日から起算し期間満了の日までについて月ごとに計算するものとする。

2 賃貸借期間に1ヶ月未満の端数を生じたときは、次式により算出した額とし、100円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{月額賃貸借料} \times \text{当該月の賃貸借日数}}{\text{当該月の暦日数}} = \text{当該月の賃貸借料金}$$

第6条 乙は、甲が物品を使用できる状態に据付、調整を完了して甲に対し物品を引き渡すときは、甲が賃貸借開始日の前日までに検査を行うに必要な十分な期間を考慮した期日までに、物品引渡通知書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは速やかに検査を完了するものとする。

3 乙は、前項に規定する検査に合格しないときは、直ちにこれを引き取り甲の指定する期間内に改めて物品を引き渡し、検査を受けなければならない。

第7条 乙の責に帰すべき事由により、賃貸借開始日の前日までに引き渡しを完了できない場合において、賃貸借開始日以降相当の期間内に納入する見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して賃貸借開始日を延長することができるものとする。

2 前項の損害金の額は、賃貸借開始日の前日までに引き渡しを完了することができなかった物品の月額賃貸借料金につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。) 第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率により計算した額とする。

第8条 乙は、当該月分の請求書を翌月の7日までに鹿児島大学○○学部○○係に送付するものとし、代金は当月の25日までに支払うものとする。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、乙に対し当該月の賃貸借料金につき遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率により計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 乙は、物品が常に完全な機能を保つよう別紙保守点検仕様書により乙の負担において、調整・修理又は部品の交換等所要の保守 (以下「保守」という。) を行うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により、保守を必要とするときの費用は甲の負担とする。

3 天災及びその他不可抗力により、保守を必要とするときの費用は甲・乙協議して定めるものとする。

第10条 乙は、物品の保守不完全に起因する故障のため、甲の業務執行に著しい支障をきたす場

合は、甲の求めにより乙の負担において、ただちに同等の性能を有する物品を使用できるように取り計らうものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によりその物品を講じた場合、これに要した費用は甲の負担とする。

第11条 甲は、物品の一部として借入するソフトウェアを、第1条に定めた物品以外の物品に使用し、又は複製してはならないものとする。ただし、乙の承認を得た場合に限り複製することができるものとする。

2 甲は、前項のソフトウェアを第三者に提供してはならないものとする。

3 乙は、甲の円滑な業務遂行に協力するためプログラム及びオペレーションについて、甲の職員に講習会等の指導及び情報の提供等サービスを行うものとする。

第12条 甲は、物品安全のため乙が定めた温度、その他良好な環境に保つとともに善良なる管理者の注意をもって、管理するものとする。

2 乙は、保守にあたり常に前項の管理について注意を払い、異常を発見したときは直ちに甲に助言するものとする。

第13条 乙は自己の負担において賃貸借開始日から物品に動産総合保険を付保するものとし、保険証の写しを甲に提出するものとする。

第14条 乙は、甲が故意もしくは重大な過失によって損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償額は甲・乙協議して定めるものとする。この場合において、前条による動産総合保険の補償金で填補される額は損害賠償額から控除するものとする。

3 乙は、天災及びその他不可抗力によって物品に損害を被った場合は、甲に請求できないものとする。

第15条 乙は、契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除するか否かを問わず、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は契約相手方が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など本学に金銭的損害が生じない行為として、契約相手方がこれを証明し、その証明を本学が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 契約相手方は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項に規定する契約代金額の10分の1に相当する額のほか、契約代金額の100分の5に相当する額を違約金として契約担当役が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、契約相手方が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

2 前2項の規定は、契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項及び第2項の規定は、本学に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合にお

いて、本学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 乙は、この契約に関して、第1項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を本学に提出しなければならない。

第16条 甲・乙は、相手方が正当な理由なしにこの契約に定める条項を履行しないときは、相手方に書面で通知することにより、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の場合、甲・乙は相手方に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は、甲・乙協議して定めるものとする。

3 天災その他不可抗力の原因により装置が使用不可能になった場合には、甲・乙協議してこの契約を解除することができるものとする。

第17条 物品の追加又は設置場所を変更する必要がある場合は、甲・乙協議して定めるものとする。

第18条 契約保証金は免除する。

第19条 乙は、本契約期間中において知り得た業務上の秘密について、これを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

第20条 本契約が終了したときは、乙は物品を自己の負担において速やかに撤去するものとする。

第21条 本契約について必要な細目は、国立大学法人鹿児島大学会計規程、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則及び国立大学法人鹿児島大学物品供給等契約要項によるものとする。

第22条 本契約において、甲・乙間に紛争が生じたときは双方で協議の上、これを解決するものとする。

第23条 本契約に関する訴えの管轄は、鹿児島大学所在地を管轄区域とする鹿児島地方裁判所とする。

第24条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は甲・乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各1通をそれぞれ所持するものとする。

年 月 日

甲 鹿児島市郡元一丁目21番24
国立大学法人鹿児島大学
契約担当役事務局長 ○ ○ ○ ○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○

※注意事項

あくまでも貸借契約書の例であり、必要に応じて事項を追加、修正、削除すること。

(別記様式6)

一般競争に関する公告(例：物品調達)

〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人鹿児島大学
契約担当役事務局長 ○ ○ ○ ○

国立大学法人鹿児島大学において、下記のとおり物品調達について一般競争契約に付します。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名 ○〇〇〇〇〇 一式
詳細については別紙仕様書のとおり
- (2) 納入期限 ○〇年〇月〇〇日
- (3) 納入場所 鹿児島大学〇〇〇〇
- (4) 入札方法 入札金額は総価で行うので、入札金額は総額を記入することとし、その最低価格者を落札者とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において〇〇年度に九州・沖縄地域の「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされている者、又は国立大学法人鹿児島大学の競争参加資格において〇〇年度に「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

鹿児島市郡元一丁目21番24号 鹿児島大学〇〇学部〇〇係
電話 099-285-〇〇〇〇(担当：〇〇〇〇)

4. 競争執行(開札)の場所及び日時

鹿児島市郡元一丁目21番24号 鹿児島大学事務局第1会議室
〇〇年〇月〇〇日(〇) 10時00分

5. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

6. 契約に際して遵守すべき規程等

国立大学法人鹿児島大学会計規程、同契約事務取扱規則、同物品供給等契約要項による。

7. 契約書の作成

本入札の落札者は、契約書の作成を要する。

8. その他

- (1) 郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出を認める。
- (2) 入札書は競争参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を記入し、会社印・代表者印を押印したものを一部提出すること。
- (3) 入札には、代理人をもって参加することができる。この場合、代表者からの委任状を併せて提出すること。委任状なき入札書は無効とする。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、代理人の印を押すこと。
- (5) 競争参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争参加認定通知書又は一般競争参加資格者名簿登載通知書のいずれかの写しを提出しなければならない。

らない。

- (6) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (7) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び本学契約事務取扱規則第16条に掲げる入札書は無効とする。

以上公告する。

※注意事項

- ①あくまでもこれは一般競争入札公告の例であり、必要に応じて事項を追加、修正、削除すること。
- ②.....については、単価契約の場合には記載しないこと。（端数処理方法の記載は不用）

(別記様式7)

一般競争に関する公告(例：業務委託・請負)

〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人鹿児島大学
契約担当役事務局長 ○ ○ ○ ○

国立大学法人鹿児島大学において、下記のとおり業務請負について一般競争契約に付します。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 委託(請負)件名 ○○○○○○ 一式
- (2) 委託(請負)内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 ○〇年4月1日から〇〇年3月31日
- (4) 履行場所 鹿児島大学○○○○
- (5) 入札方法 入札金額は総価で行うので、入札金額は総額を記入することとし、その最低価格者を落札者とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において〇〇年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者、又は国立大学法人鹿児島大学の競争参加資格において〇〇年度に「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 入札説明書並びに仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

鹿児島市郡元一丁目21番24号 鹿児島大学〇〇学部〇〇係
電話 099-285-〇〇〇〇(担当：〇〇〇)

4. 入札説明会の場所及び日時

鹿児島市郡元一丁目21番24号 鹿児島大学事務局第1会議室
〇〇年〇月〇〇日(〇) 10時00分

5. 関係書類等の提出期限

〇〇年〇月〇〇日(〇) 17時00分

6. 競争執行(開札)の場所及び日時

鹿児島市郡元一丁目21番24号 鹿児島大学事務局第1会議室
〇〇年〇月〇〇日(〇) 10時00分

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は免除する。

8. 契約に際して遵守すべき規程等

国立大学法人鹿児島大学会計規程、同契約事務取扱規則、同物品供給等契約要項による。

9. 契約書の作成

本入札の落札者は、契約書の作成を要する。

10. その他

- (1) 郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書の提出を認める。
- (2) 入札書は競争参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を記入し、会社印・代表者印を押印したものを一部提出すること。
- (3) 入札には、代理人をもって参加することができる。この場合、代表者からの委任状を併せて提出すること。委任状なき入札書は無効とする。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、代理人の印を押すこと。
- (5) 競争参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争

参加認定通知書又は一般競争参加資格者名簿登載通知書のいずれかの写しを提出しなければならない。

- (6) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (7) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び本学契約事務取扱規則第16条に掲げる入札書は無効とする。

以上公告する。

※注意事項

- ①あくまでもこれは一般競争入札公告の例であり、必要に応じて事項を追加、修正、削除すること。
- ②~~~~~については、単価契約の場合には記載しないこと。（端数処理方法の記載は不用）